最終更新日:2016年6月29日

日揮株式会社
代表取締役会長　佐藤雅之
問合せ先:経営統括本部管理部　045-682-1111
証券コード:1963
http://www.jgc.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの重要性を強く認識し、当社の企業文化・風土にこの認識を醸成すべく、「日揮グループの基本理念」を定め、この基本理念の啓発、教育・研修を通して、当社の社会的信用の確立、社会との共生による社業の発展を図っている。
日揮グループの基本理念では、高い倫理観をもち公正で透明性のある企業活動を推進することを役員および従業員一人ひとりが価値観として共有し、企業の社会的責任を強く意識しながら、中長期的な企業価値の向上と企業理念の実現に努めることとしている。
当社は、その実現に向けて、株主・投資家をはじめ、顧客、取引先、地域社会等のステークホルダーと良好な関係を築き、迅速かつ適確な情報開示に努めるとともに、取締役会および監査役会等の機能を維持・強化することでコーポレート・ガバナンスの充実を図ることとする。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施している。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】
(政策保有に関する方針)
株式の政策保有については、取引先や業務提携先との関係を維持・強化することで、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると考えられる場合に当該企業の株式を保有する。
また、当社は毎年、取締役会において主要な政策保有株式の中長期的な経済合理性や保有意義につき検証することとしている。

(政策保有株式に係る議決権の行使基準)
政策保有株式の議決権行使にあたっては、保有先企業の中長期的な企業価値の向上に資するか、当社グループの企業価値を毀損しないかを勘案のうえ賛否を判断することとしている。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】
取締役の競業取引および利益相反取引については、当該取引が当社や株主共同の利益を害することがないよう、会社法および社内規程に従い取締役会の事前承認を得るとともに、当該取引の実績について取締役会に報告することとしている。

【原則3－1. 情報開示の充実】
(i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社グループは、「日揮グループの基本理念」を定め、当社ウェブページに掲載している。
http://www.jgc.com/jp/01_about_jgc/philosophy_vision.html
また、中期経営計画「Beyond the Horizon」を策定しており、当社ウェブページに掲載している。
http://www.jgc.com/jp/05_ir/mt_management_plan.html

(ii)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりである。

(iii)取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きは、本報告書の「Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」に記載のとおりである。

(iv)取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役候補者の指名については、社外取締役を委員に含む指名委員会において、人格・見識等の共通する項目に加え、社内取締役については実績およびマネジメント能力等、社外取締役については独立性および専門性等を総合的に審議し、それを踏まえ取締役会で決定することとしている。
監査役候補者の指名については、人格・見識等の共通する項目に加え、社内監査役については当社の業務内容に関する知見等、社外監査役については独立性および専門性等を総合的に勘案し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとしている。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役候補者および監査役候補者は上記(iv)の方針に基づき指名しており、個々の略歴および選任理由については株主総会招集通知において開示を行っている。
http://www.jgc.com/jp/05_ir/pdf/kabunushisoukai/120/120_syoushuutuuchi.pdf

【補充原則4－1－1. 取締役会から経営陣に対する委任の範囲の概要】
取締役会では、法令・定款に定められる事項のほか、取締役会規程で定める事項について決議を行っている。取締役会規程では金額等の具体的な基準に基づき取締役会決議を要する事項を定めており、取締役会決議を要しない事項については、社内規程に則り経営陣に委任することとしている。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立役員の選任にあたっては、当社からの独立性を確保するため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の独立性に関する判断基準を参考としながら、候補者個人およびその所属法人または出身法人（組合等の団体を含む）と当社との人的関係、資本的関係、取引関係およびその他の利害関係を総合的に勘案し、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者を独立役員とすることとしている。

【補充原則4－11－1. 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
取締役会は、重要な業務執行に係る意思決定を行い、また業務執行全般を監督する責務を果たすために、多様な視点を持つことが重要であると考えており、経歴および専門分野等を考慮した構成とする方針である。
取締役の員数については、定款で15名以内と定めており、その範囲内で取締役会の機能を効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持することとする。
取締役の選任に関する方針・手続については、上記原則3-1（iv）のとおりである。

【補充原則4－11－2. 取締役・監査役の兼任状況】
取締役および監査役ならびにその候補者の兼任状況については、毎年、株主総会招集通知および有価証券報告書等において開示を行っている。
なお、現在の兼任状況については有価証券報告書に記載のとおりである。
http://www.jgc.com/jp/05_ir/pdf/shihanki_houkokusyo/fy15_yukashoken.pdf

【補充原則4－11－3. 取締役会の実効性に関する分析・評価】
当社の取締役会は、毎年、各取締役の自己評価などを参考にしつつ、取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することとしている。
2015年度の評価では、全ての取締役・監査役に対してアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ取締役会で分析・評価を行った。
上記の分析・評価の結果、当社取締役会は概ね適切に運営されており、活発な議論が行われている等、総じて実効性が確保されていることを確認した。一方で、今後取り組むべき課題として、中長期的な戦略や課題に関する議論をより充実させること、社外役員に対する情報提供をより充実させること等が挙げられた。
今後も取締役会の実効性について分析・評価を実施し、PDCAサイクルを回すことにより、取締役会の実効性のさらなる向上を図っていく。

【補充原則4－14－2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要な知識等の習得にあたり、当社はその機会および情報を提供し、それらに係る費用を負担することとしている。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針については以下のとおりである。
（1）株主との対話については経営統括本部長が統括し、建設的な対話を実現するための体制整備を行っている。
（2）広報・IR部、管理部および財務部等、対話の補助にあたる部門は、決算期や株主総会時に限らず、適宜、情報共有を図るなどして有機的に連携している。
（3）四半期ごとにアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を実施し、必要に応じ経営陣幹部が決算概要、事業概況および経営方針等について説明している。また、適宜当社ウェブページに各種IR資料を掲載し情報発信を行うなどして個別面談以外の対話を充実させている。
（4）株主との対話において把握された株主の意見・懸念については、統括責任者である経営統括本部長に報告し、必要に応じて取締役会等に報告を行っている。
（5）株主との対話に際しては、「日揮グループインサイダー取引防止規程」に則り、インサイダー情報が漏洩しないよう情報管理を徹底している。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	23,225,000	8.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	20,438,000	7.88
日揮商事株式会社	12,112,983	4.67
株式会社三井住友銀行	11,000,000	4.24
公益財団法人日揮・実吉奨学会基本財産口	8,433,375	3.25
株式会社みずほ銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	5,700,033	2.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	4,816,000	1.85
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS（常任代理人　香港上海銀行東京支店）	3,918,000	1.51
BNPパリバ証券株式会社	3,717,000	1.43
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10（常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	3,339,083	1.28

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 大株主の状況は平成28年３月31日現在のものである。
2. 当社は自己株式6,744,842株(2.60%)を保有している。
3. 平成27年７月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者２社が、平成27年７月15日現在で合計16,572,600株を保有している旨が記載されているものの、当社としては平成28年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況に含めていない。
4. 平成27年８月５日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、コーズウェイキャピタルマネジメントエルエルシーが、平成27年７月31日現在で10,962,287株を保有している旨が記載されているものの、当社としては平成28年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況に含めていない。
5. 平成28年３月４日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村アセットマネジメント株式会社およびその共同保有者１社が、平成28年２月29日現在で合計13,117,035株を保有している旨が記載されているものの、当社としては当平成28年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況に含めていない。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特になし。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
遠藤茂	その他											
松島正之	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠藤茂	○	――	直接企業経営に関与した経験はないが、サウジアラビアおよびチュニジアの特命全権大使を歴任する等、当社の主要なビジネスマーケットである中東地域に関する豊富な経験・知見を有している。上記の経験・知見を活かし、経営・業務執行に対する的確な助言および独立した立場からの監督機能を発揮する社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役として選任し、また、独立役員として指名している。 同氏は、元 在サウジアラビア特命全権大使であり、現在、外務省参与および飯野海運株式会社の社外取締役を務めており、同氏の経

			歴ならびに同氏と同省および同社の関係に起因する独立性への影響はなく、社外取締役および独立役員としての職務を適切に遂行できると考えている。
松島正之	○	―――	日本銀行理事を務める等、金融界および企業経営に関する豊富な経験・知見を有している。上記の経験・知見を活かし、経営・業務執行に対する的確な助言および独立した立場からの監督機能を発揮する社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役として選任し、また、独立役員として指名している。 同氏は、元 日本銀行理事であり、現在、株式会社商船三井および三井不動産株式会社の社外取締役ならびにインテグラル株式会社の常勤顧問を務めており、同氏の経歴ならびに同氏と3社の関係に起因する独立性への影響はなく、社外取締役および独立役員としての職務を適切に遂行できると考えている。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	6	0	4	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	評価委員会	5	0	3	2	0	0	社内取締役

補足説明

―――

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役会と会計監査人は、当該事業年度の監査計画に基づき、連携して国内外の関係会社・事務所・工事現場の調査等を実施しているほか、監査に関する情報または意見の交換を行うことで、効果的かつ効率的な監査を実施している。
監査役会と内部監査部門である監査部は、当該事業年度の監査計画に基づき、連携して国内外の関係会社・工事現場の調査等を実施しているほか、監査に関する情報または意見の交換を行うことで、効果的かつ効率的な監査を実施している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森雅夫	学者													
大野功一	学者													
高松則雄	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森雅夫	○	―――	直接企業経営に関与した経験はないが、経営工学の専門家としての豊富な学識経験を有している。上記の学識経験を活かし、独立した客観的な視点より経営・業務執行に対する監査を行う監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任し、また、独立役員として指名している。 同氏は、東京工業大学、慶應義塾大学等の教授職を歴任された学識経験者であり、同氏の経歴に起因する独立性への影響はなく、社外監査役および独立役員としての職務を適切に遂行できると考えている。
大野功一	○	―――	直接企業経営に関与した経験はないが、会計学の専門家としての豊富な学識経験および大学学長としての経験を有している。上記の経験を活かし、独立した客観的な視点より経営・業務執行に対する監査を行う監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任し、また、独立役員として指名している。 同氏は、元 関東学院大学学長であり、現在、同大学経済学部教授職を務めており、同氏の経歴および同氏と同法人の関係に起因する独立性への影響はなく、社外監査役および独立役員としての職務を適切に遂行できると考えている。
高松則雄	○	―――	住友生命保険相互会社において代表取締役を務める等、企業経営に関する豊富な経験・知見を有している。上記の経験・知見を活かし、独立した客観的な視点より経営・業務執行に対する監査を行う監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任し、また、独立役員として指名している。 同氏は、元 住友生命保険相互会社代表取締役であり、現在、カルソニックカンセイ株式会社の社外取締役を務めており、同氏の経歴および同氏と両社の関係に起因する独立性への影響はなく、社外監査役および独立役員としての職務を適切に遂行できると考えている。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社の報酬は、定額報酬と業績連動報酬で構成されている。業績連動報酬については、当事業年度の当期純利益の１%の範囲内で総額を設定し、業績向上に対するインセンティブを高めている。当社の主要な事業であるEPC事業が受注活動からプロジェクト完了までに数年を要する点をふまえ、中長期的な企業価値向上に資するかどうかという点を考慮しながら、各取締役の担当職務および年度業績に対する貢献度を評価している。その貢献度は、評価の客観性を担保するため、社外取締役を委員に含む評価委員会を通じて審議し決定している。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第120期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）に係る取締役および監査役の報酬等の額は以下のとおりである。
1. 取締役の報酬（社外取締役を除く）
取締役の報酬等の総額 3億6,127万円
うち、定額報酬2億8,380万円（支給人数9名）、業績連動報酬7,747万円（支給人数8名）

2. 監査役の報酬（社外監査役を除く）
監査役の報酬等の総額3,360万円（定額報酬のみ／支給人数2名）

3. 社外役員の報酬
社外役員の報酬等の総額4,008万円（定額報酬のみ／支給人数4名）

4. 上記の定額報酬には、平成27年6月26日開催の第119回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれている。

5. 第120期末現在の取締役は9名（うち社外取締役1名）、監査役は5名（うち社外監査役3名）である。

6. 当社には報酬等の総額が1億円以上の役員はいないため、個別報酬の開示はしていない。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、エンジニアリング企業としてグローバルな競争力を高め、継続的な企業価値の向上のために必要な経営人材を確保することを基本方針として、平成21年6月26日開催の第113回定時株主総会の決議により定めた報酬限度額の範囲内で役員報酬を決定しており、当該報酬限度額については、取締役は6億9,000万円以内、監査役は8,800万円以内と定めている。
取締役の報酬は、定額報酬と業績連動報酬で構成されており、定額報酬については、各取締役の役職および担当職務に応じて決定している。業績連動報酬については、当事業年度の当期純利益の１%の範囲内で総額を設定し、業績向上に対するインセンティブを高めている。当社の主要な事業であるEPC事業が受注活動からプロジェクト完了までに数年を要する点をふまえ、中長期的な企業価値向上に資するかどうかという点を考慮しながら、各取締役の担当職務および年度業績に対する貢献度を評価している。その貢献度は、評価の客観性を担保するため、社外取締役を委員に含む評価委員会を通じて審議し決定している。なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場から適切に経営を監督することができるよう、定額報酬のみとしている。
監査役については、適切な企業統治体制を確保するために取締役の職務の執行を監査する独立機関としての性格に鑑み、定額報酬のみとし

ている。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会以外の重要会議の資料、議事録や各本部・室の業務執行状況に係る報告書を提供するとともに、取締役会資料は原則として事前に配布し、充分な検討時間の確保に努めている。
社外取締役については、社内取締役と同様に秘書が任命されており、社内との連絡・調整を行っている。
社外監査役については、監査役の職務を補助する専任スタッフが任命されており、社内との連絡・調整を行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は取締役会設置会社、監査役（監査役会）設置会社であり、業務執行の責任と権限を明確にするとともに、経営の意思決定および業務執行の迅速化・効率化を図ることを目的に、執行役員制度を導入している。また、経営の監督機能のさらなる強化および経営の透明性の向上を図るため、独立役員の要件を満たす社外取締役・社外監査役を選任している。コーポレート・ガバナンス体制の主な整備の状況は、以下のとおりである。

＜取締役会＞
取締役10名（うち社外取締役2名）で構成されており、監査役5名（うち社外監査役3名）も出席し、原則毎月2回開催している。なお、平成28年7月1日以降は、監督機能強化の観点から付議事項を見直すとともに、原則毎月1回の開催に変更する予定である。

＜監査役会＞
3名の社外監査役を含む監査役5名で構成されており、原則毎月1回開催している。

＜経営戦略会議＞
当社および日揮グループの重要な経営戦略事項を審議することを目的に、原則毎週1回開催している。本会議は取締役および執行役員等で構成されており、監査役も出席している。

＜総合運営会議＞
当社および日揮グループの業務執行に係る事項を審議することを目的に、原則毎月2回開催している。本会議は社長が指名する者で構成されており、監査役も出席している。

＜指名委員会・評価委員会＞
役員の人事および処遇に関する公正性、透明性を高めることを目的に、社外取締役を委員に含めて構成されており、原則毎年1回開催している。

＜会計監査人＞
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は宍戸通孝氏および齋藤慶典氏であり、有限責任 あずさ監査法人に所属している。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名およびその他7名より構成されている。

＜責任限定契約の内容の概要＞
当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結している。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としている。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限定される。

【監査役の機能強化に向けた取組状況】
上記【監査役関係】の「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「会社との関係（2）」および【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】に記載のとおりである。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、当社取締役会から独立した多様な専門性を持つ監査役により監査機能の実効性を高める一方、エンジニアリングに関する高度な知識および知見、そして広くビジネスマーケットについて熟知している社内取締役を中心とする実態に即した経営が必要であると考えているため、監査役会設置会社の体制を採用している。一方で、外部の視点を取り入れたコーポレート・ガバナンスの重要性も認識し、当社は、独立社外取締役を2名、独立社外監査役を3名選任している。
独立社外取締役は、取締役会において、必要な発言を適宜行うとともに内部監査、監査役監査および会計監査の結果も含めた業務執行状況に関する報告を受け、当社経営を監督している。
独立社外監査役は、内部監査部門および会計監査人と連携のうえ、取締役会をはじめとする重要会議へ出席し、必要な発言を適宜行っているほか、社内各本部への業務執行状況の聴取および国内外の関係会社・事務所・工事現場の調査等を通じてコーポレート・ガバナンスのさらなる向上を図っている。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則として、株主総会開催日の3週間以上前に発送している。 また、招集通知の発送に先駆け、当社および東京証券取引所のウェブサイトにおいて招集通知の早期掲載を実施している。
電磁的方法による議決権の行使	平成22年6月開催の定時株主総会より採用している。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成22年6月開催の定時株主総会より株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加している。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英文版を作成し、当社および東京証券取引所のウェブサイトならびに機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにおいて提供している。
その他	株主総会招集通知（参考書類含む）、事業報告および当該年度の活動内容・トピックス等を紹介した株主通信を合冊化して送付することにより、株主が当社の状況をより理解したうえで議決権を行使できる環境を整備している。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示、IRに関する基本方針を当社ウェブサイトに掲載している。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとにアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を実施し、必要に応じ経営陣幹部が決算概要、事業概況および経営方針等について説明している。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	マネジメント、財務部長および広報・IR部長等が、欧米（ロンドン、エジンバラ、ボストン、ニューヨーク、ロサンゼルス等）を中心とした海外機関投資家を、それぞれ年1回個別訪問する等、当社の決算概要や事業概況等を説明している。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトのIR専用サイト（http://www.jgc.com/jp/05_ir/index.html）に各種IR資料を掲載している。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署として、広報・IR部を設置している。IR担当役員は経営統括本部長、IR事務連絡責任者は広報・IR部長が担当している。	
その他	機関投資家に対して必要に応じてIRミーティングを行っているほか、当社のコーポレート・ガバナンス状況等について適宜意見交換を行っている。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「日揮グループの基本理念」において、株主の信任を得るとともに顧客満足と社会的信用を確立することを規定している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「CSR基本方針」において、「私たちは、世界経済と社会の繁栄ならびに地球環境の保全に貢献し、社会と地球環境の持続可能な発展に寄与することが日揮グループの事業活動の基盤であると認識し、社会の一構成員（企業市民）としての役割を果たす」ことを宣言している。この基本方針に基づいて、プロジェクト遂行活動やオフィス活動を通じての地球環境保全への貢献を「環境方針」として定め、ISO14001・環境マネジメントシステムの全社的な運用を通じて、環境保全およびCSR活動を実施している。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「日揮グループの基本理念」において、ステークホルダーに対する誠実なアカウンタビリティーを責務として規定している。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制システムに関する基本方針】
当社は、経営の効率性、健全性および透明性を確保し、かつ、グループ企業全体の企業価値の継続的な向上を図るため、内部統制システムを次の基本方針の下に整備・構築し、運用している。

＜当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制＞
1.コーポレート・ガバナンス
1.1取締役、執行役員および取締役会
当社の取締役会は、法令および定款ならびに取締役会規程に基づき、経営の重要事項を決定し、当社の取締役および執行役員の業務執行を監督する。
当社は、取締役のほか、業務執行機能を担う執行役員を選任し、毎月の定例取締役会とは別に原則として月1回取締役・執行役員合同会議を開催し、業務の遂行状況の報告を適時行う。

1.2監査役および監査役会
当社の監査役は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、法令に定める権限および責任を果たす。また、当社の監査部および会計監査人と連携して、当社の取締役の職務の執行を監査する。

2.コンプライアンス
2.1コンプライアンス体制
当社の取締役および執行役員は日揮グループ基本理念、日揮グループ行動指針、行動マニュアル、贈賄防止に係る規程等を率先して遵守し、コンプライアンスに適った企業活動を行う。会社として、その徹底を図るため、法務・コンプライアンス統括室を設置し、法令遵守と企業倫理に基づく公正で透明性の高い企業活動を推進するとともに、継続的な研修を実施し、使用人の意識の醸成に努め、またコンプライアンス・プログラムの整備、実施、モニタリング、改善を継続的に行う。

2.2反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針
当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。そして、反社会的勢力への対応を所管する部署を経営統括本部管理部と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等の関連機関とも連携して毅然と対応する。

＜当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制＞
当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関し、経営重要文書管理規程に基づき保存対象文書、保存期間、文書管理責任者を定め、職務執行に係る情報を文書または電子情報により、適切に保存および管理する。

＜当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制＞
当社は、リスク管理委員会を設置し、日揮グループのリスクを体系的に把握する総合的なリスク管理体制を整備し、当社および日揮グループのリスクの一層の低減に努める。また、危機管理基本規程に基づき、セキュリティ対策室が中心となり、政府、省庁をはじめとする関係各位の協力のもと、平時の情報収集・分析の強化、各種予防策の拡充、有事における対応等を行う。

＜当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制＞
当社は、職務権限規程に基づき、各役職の職務と権限を規定し、会社経営および業務執行における責任体制を明確にする。また、取締役会とは別に経営戦略および総合的な業務運営等の経営の重要事項を審議する体制を構築する。当社は、中期経営計画を策定し、これに基づき、事業を推進する。プロジェクトの遂行にあたっては、プロジェクトごとの予算および実行管理等の制度を構築する。

＜当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制＞
当社は、日揮グループ基本理念、日揮グループ行動指針、行動マニュアル、贈賄防止に係る規程等を定め、使用人の法令および定款の遵守を図る。そして、その徹底のため、法務・コンプライアンス統括室による継続的な研修を実施するとともに、同室が中心となってコンプライアンス・プログラムの整備、実施、モニタリング、改善を継続的に行う。さらに、日揮相談・通報窓口制度に係る規程に基づき、個人的または組織的な法令違反行為等に関する相談・通報窓口を設ける。使用人の職務の執行により重大な法令違反等が生じた場合、就業規則に基づき、厳正な処分を行うとともに、相談・通報窓口制度の利用者を守る体制を構築する。

＜当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制等、当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制＞
当社は、日揮グループ基本理念、日揮グループ行動指針、贈賄防止に係る規程等を定め、グループの取締役および使用人が一体となった遵法意識の醸成を図る。
当社の子会社は、当社の法務・コンプライアンス統括室の主導の下、グループ全体で統一性・整合性をもったコンプライアンス・プログラムの整備、実施、モニタリング、改善を継続的に行い、その状況を当社の法務・コンプライアンス統括室に報告する。
当社は、グループ企業を管轄する部門が中心になり、グループ会社管理規程に基づき、当社の子会社から報告を受け、グループとしての業務の効率化および適正化を図る。
当社は、リスク管理委員会において、当社の子会社のリスクを総合的に把握し、グループとしてリスクの一層の低減に努める。
当社の監査部は、グループ企業の内部統制システムの整備・構築を推進する。

＜当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項＞
当社は、監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役と協議の上、監査役の求めに応じて任命する。

＜当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項＞
当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の考課および異動ならびにその他処遇については、監査役の同意の上で行う。
当社の監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令は受けない。

＜当社及び当社子会社の取締役及び使用人等の当社の監査役への報告に関する体制＞
当社の取締役は、コンプライアンスの観点からみて、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当社の監査役へ報告・説明を行う。

当社は、取締役会等の重要会議への当社の監査役の出席を通して、経営の重要な意思決定の過程および業務の執行状況の報告をする。
当社の代表取締役と当社の監査役は、定期的に情報の共有と協議を行う。
当社の取締役および使用人は、適宜、当社の監査役へ各本部・室の活動状況等を報告する。
当社の子会社の取締役、監査役および使用人ならびにこれらの者から報告を受けた者は、適宜、当社の監査役へ各社の状況等を報告する。
当社の監査役は、監査役監査基準に基づき、当社の子会社にその活動状況等を確認する。

＜当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制＞
日揮相談・通報窓口制度に係る規程に基づき、報告者は保護される。
当社の監査役は、当社の法務・コンプライアンス統括室に、報告者が不利な取扱いを受けていないことを確認する。

＜当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項＞
当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還に関しては、担当部は監査役の求めに応じ速やかに対応する。また、当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理についても同様とする。

＜その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制＞
当社の監査役は、会計監査人との定期的な打合せを通し、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図る。
また、当社の監査役は、子会社の監査役等と適宜、情報交換を行う。
当社の監査部は、当社の監査役の監査の実効性を高めるため当社の監査役と連携する。

＜財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制＞
当社および主要なグループ企業は、金融商品取引法で求められる財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制を整備・運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
1.1 日揮株式会社行動マニュアル
反社会的勢力とは関係を拒否します。
・暴力団その他反社会的勢力からの要求は断固として拒否します。
・また、これら反社会的勢力を、いかなる場合でも問題解決に利用しません。

1.2.内部統制システムに関する基本方針
＜反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針＞
当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。そして、反社会的勢力への対応を所管する部署を経営統括本部管理部と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等の関連機関とも連携して毅然と対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
2.1 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況
対応統括部署：経営統括本部管理部
不当要求防止責任者：管理部担当部長

2.2 外部の専門機関との連携状況
所轄警察署、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）、神奈川県企業防衛対策協議会（神企防）、暴力団追放運動推進都民センター、神奈川県暴力追放推進センターおよび弁護士等との間で随時情報交換および情報収集を行っている。

2.3 反社会的勢力に関する情報収集・管理状況
2.2 に示した外部の専門機関から随時情報を収集するとともに、管理部にて当該情報を一元管理している。

2.4 対応マニュアルの整備状況
当該事案が発生した場合には、理由の如何を問わず速やかに管理部に連絡するよう社内体制を整備している。

2.5 研修活動の実施状況
前述の外部専門機関が作成・配布しているパンフレットおよびビデオ等の各種教材を使用しての対応統括部署における研修活動はすでに実施済みであるが、社会情勢の変化、対応統括部署の人員構成の変更および教材の更新等に合わせて適宜継続して実施する予定である。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

＜コーポレートリスク管理＞
当社は、リスク管理委員会を設置して、経営・災害・事故・社会等に関わるリスクをはじめとするコーポレートリスクを中心に日揮グループのリスクを体系的に把握する総合的なリスク管理体制を整備している。リスク管理委員会は、必要の都度開催している。

＜プロジェクトリスク管理＞
プロジェクトのリスク管理は、a.案件選別段階、b.見積・応札段階、c.遂行段階の3段階で行われている。
a. 案件選別段階
営業部門は地域、顧客、技術分野等それぞれの枠組みに基づき、常に広範囲なプロジェクト情報を収集しているが、受注活動は次のような事項を検討し、選別のうえ行われている。
・プロジェクト規模（金額）
・技術知見、経験
・カントリーリスク
・エンジニアの配員
・競争環境等
この結果が「受注予測」に結びついている。

b. 見積・応札段階
プロジェクトリスクレビュー会議にてプロジェクト固有のリスク分析を行う。主なリスク管理項目は次のとおりである。
・プロジェクトの計画および役務範囲の明確性
・顧客のプロジェクト資金調達計画とプロジェクト遂行指針
・技術の要求レベルと難易度
・資機材、工事従事者等の価格、需給動向
・納期達成の難易度
・過度な契約責任の有無
・入札競争環境
・プロジェクト遂行計画の妥当性
このリスク分析に基づき、具体的な見積方針を策定し、見積作業を行う。

c. 遂行段階
プロジェクトの遂行途上で発生する問題、予算・納期に影響を与える事項は適宜報告され、問題点が分析される。改善が必要な場合、適切な改善指示、支援内容を決定し迅速かつ円滑なプロジェクト運営を支援する。

＜危機管理＞
危機管理については、危機管理基本規程に基づき、セキュリティ対策室が中心となり、平時の情報収集・分析の強化、各種予防策の拡充、有事における対応等セキュリティ機能のさらなる強化に努めている。

＜個人情報取扱い＞
個人情報の取扱いについては、日揮グループ個人情報保護方針および個人情報保護規程を制定し、個人情報統括責任者を中心とした管理体制を整備している。

＜コンプライアンス＞
コンプライアンスについては、グループ会社全体の基本理念、行動指針、行動マニュアル、贈賄防止に係る規程等を制定し、各種法令に関する教育、研修の機会を設けて、役員および従業員一人ひとりのコンプライアンスに対する意識を高めている。
また、コンプライアンスの専門部署を拡充し社内コンプライアンス体制を強化しているほか、国内外のグループ会社も含めたコンプライアンス体制の構築が重要であるとの認識のもと、各社のコンプライアンス責任者との連携を密にし、グループ全体で効果的なシステムの構築と運用が出来るように、規程類の整備、情報の共有を図っている。

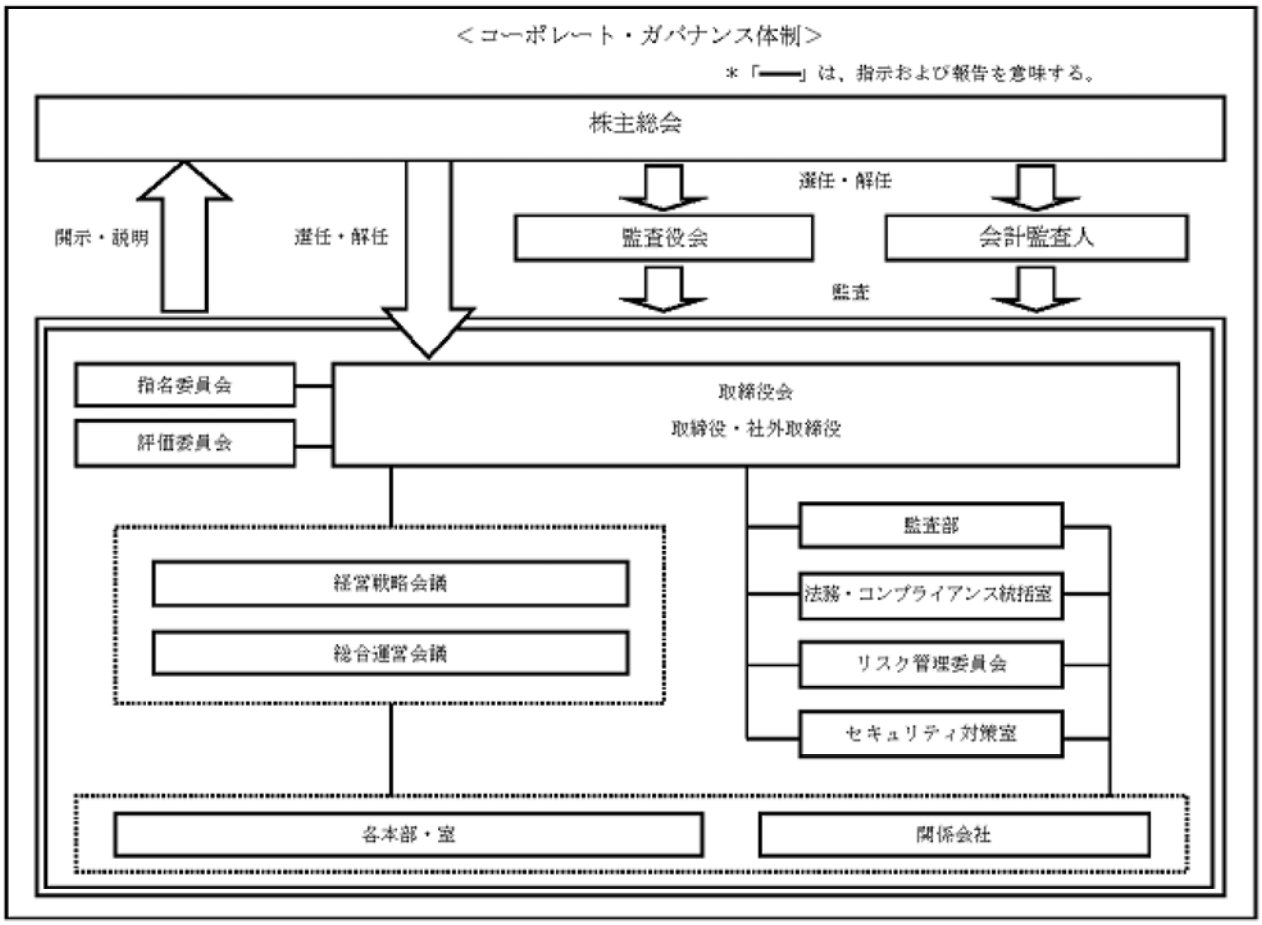
＜適時開示体制の概要＞
当社は、投資家に適時適切な会社情報の開示を行うことを基本姿勢とし、日揮グループインサイダー取引防止規程に従い、以下のとおり適時開示すべき会社情報を取り扱う。
1. 適時開示の担当部署
(1) 適時開示の情報取扱責任者は経営統括本部長、担当部署は広報・IR部である。
(2) 会社情報の集約および管理は、経営統括本部が行う。
(3) 適時開示情報に該当するかどうかの検討については、広報・IR部を中心に、財務部、管理部、法務・契約部など関連部署で協議する。
(4) 当社および当社グループの重要事実等の適時開示については、社内諸規則に基づく手続きを経て、情報取扱責任者の指揮のもと広報・IR部が行う。

2. 会社情報の管理および適時開示に係る社内体制
(1) 当社の役職員は、当社および当社グループの未公表の重要事実を了知した場合には、社内規程に則って直ちに経営統括本部に報告する。

(2) グループ会社の役職員が、自社の未公表の重要事実を了知した場合には、あらかじめ定めた自社の情報管理部門に伝達し、当該情報管理部門は当社経営統括本部に報告する。
(3) 報告を受けた経営統括本部は、社内規程・適時開示規則などに則り、内部情報管理を徹底する。

3. 東京証券取引所への適時開示
　情報取扱責任者の指揮のもと広報・IR部は、決定事実および決算情報については、取締役会などの業務執行を決定する機関による決議・決定が行われた時点、発生事実については、その発生を認識した時点で速やかに開示する。

＜コーポレート・ガバナンス体制に関する模式図＞



＜適時開示体制に関する模式図＞

